

令和 5 年 2 月 13 日

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免の認定を現在受けている学生へ

学務課学生支援部門

大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続申請について

日本学生支援機構奨学金のうち給付奨学金の継続申請（適格認定）を行われる方（現在、停止中の方を除く）は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続申請に必要な書類の提出をしてください。

なお、令和 5 年度の前期学費につきましては、4 月 1 日付にて 4 月末日を納付期限とした口座振替通知書又は振込依頼書を送付する予定ですが、下記の申請書を提出いただいた方へは授業料減免後の金額の口座振替通知書又は振込依頼書をお送りいたします。申請書の提出期限を過ぎた場合は、文書の発送が 4 月 1 日を過ぎる可能性があります。また、口座振込の登録の有無にかかわらず振込依頼書での納付をお願いする可能性があります。その際、学費納付期限は原則として通常通り（4 月末日）としますのでご了承ください。

記

- ◆提出書類： 授業料減免の継続に係る申請書（A様式2）
※申請書下段枠に給付奨学金の奨学生番号を記入すること
- ◆提出期限：**令和 5 年 2 月 28 日（火）** ※ 郵送の場合は必着
- ◆提出先： 学務課学生支援部門（窓口 又は 郵送）
（送付先）：〒474-8651 大府市横根町名高山 55
至学館大学・同短期大学部 学務課学生支援部門
※封筒に「授業料減免の継続に係る申請書 在中」と朱書きのこと

以上

【お問合せ先】

授業料減免の継続申請に関すること・・・ 学務課学生支援部門 TEL 0562-44-1374
学費の納付に関すること・・・・・・・・・・ 経理課 TEL 0562-46-1913